

# 「いわての美味しいお米提供店」設置事業実施要領

## 1 目的

岩手県を訪れる観光客をはじめ、県内外の消費者に岩手県産米（以下、「県産米」という。）が高品質、良食味であることをPRするため、県産米を使用している宿泊施設、飲食店（以下、「宿泊施設等」という。）を「いわての美味しいお米提供店」として指定する。

## 2 事業内容

### (1) 「いわての美味しいお米提供店」の指定基準

県産米を「ごはん」として常時提供（申請時以降確実な提供が見込まれるものを含む。）し、かつ、将来とも継続して県産米を「ごはん」として提供する見込みのある宿泊施設等とする。

### (2) 「いわての美味しいお米提供店」の指定手続き

ア 「いわての美味しいお米提供店」の指定を希望する宿泊施設等の代表者は、「いわての美味しいお米提供店」指定申請書（様式第1号）を、いわて純情米需要拡大推進協議会会長（以下「会長」という。）に提出する。

イ 会長は、「いわての美味しいお米提供店」指定申請書の提出のあった宿泊施設等のうち(1)に定める基準を満たしているものを「いわての美味しいお米提供店」として指定するとともに、「いわての美味しいお米提供店」シンボルプレート（以下「シンボルプレート」という。）を送付する。

なお、会長は、「いわての美味しいお米提供店」の指定に当たり、必要に応じて、県産米購入状況等について、調査を行うことができる。

ウ 「いわての美味しいお米提供店」の指定の取り消しを希望する場合、または、県産米の使用を中止した場合は、「いわての美味しいお米提供店」指定取消申請書（様式2号）を会長に提出するとともに、シンボルプレートを返却する。

### (3) 「いわての美味しいお米提供店」への支援

ア 会長は、「いわての美味しいお米提供店」を、パンフレット、新聞広告、いわて純情米ホームページ、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、県内外の各種イベントなどにおいて広く県内外の消費者等にPRする。

イ 会長は、「いわての美味しいお米提供店」に対し、予算の範囲内において宣伝資材の提供を行う。

### (4) 「いわての美味しいお米提供店」の取り消し

会長は、(1)に定める基準を満たさなくなった場合は、「いわての美味しいお米提供店」の指定を取り消すことができる。

### 3 その他

この要領に定めるもののほか、「いわての美味しいお米提供店」の取扱について必要な事項は別に定める。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成28年1月4日から施行する。
- 2 この要領は、平成30年7月12日から施行する。